

## 針葉樹製材に用いる含水率計認定審査委員会運営要領

公益財団法人日本住宅・木材技術センター

### 1 趣旨

この要領は、針葉樹製材に用いる含水率計認定規程（HW-含水率 001-2013）（以下「規程」という。）第19条第5項の規定に基づき、委員会の運営に関して必要な事項を定めるものである。

### 2 委員の任期

2. 1 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2. 2 委員は、再任することができる。

### 3 委員会の開催

3. 1 委員会は、センター理事長が召集する。
3. 2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

### 4 委員長

4. 1 委員会に委員長を置く。
4. 2 委員長は、委員の互選により選任する。
4. 3 委員長は、委員会の進行を担うものとする。
4. 4 委員長に事故があるときは、予め、その指名する委員がその職務を代理する。

### 5 委員会の審議事項

委員会は、センター理事長の諮問に基づき、以下の事項を審議する。

5. 1 規程第14条第2項に規定する申請に係る審査に関する事項
5. 2 規程第8条第2項に規定する認定の要件に係る技術基準等の制定及び改正

### 6 作業部会

6. 1 センターは、委員会の審議の能率的な推進を図るため、委員会の了承の下に、専門的技術事項の整理を行うため、作業部会を置くことができる。
6. 2 作業部会の委員は、委員会の了承のもとに、センター理事長が委嘱する。
6. 3 作業部会委員の任期は、当該整理事項を委員会に報告するまでの期間とする。

### 付則

この実施要領は、平成25年4月2日から施行する。

制定：平成12年11月24日 住木技発12第173号

改正：平成25年 4月 1日 住木認発25第33号